（健全性等の確保）

第二十四条　賃貸事業者は、複写機に係る再生部品の利用を促進するため、その事業の健全性及び信頼性の確保の観点から、複写機の賃貸をするときは、消費者に対して、あらかじめ次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一　複写機に係る品質、機能、安全性、衛生状態及び修理の記録に関すること。

二　複写機に係る保証の範囲及び責任の所在に関すること。

三　賃貸期間中の複写機の点検その他の保守に関すること。

四　賃貸契約終了後の複写機及びその複写機に記録されている情報の削除等の取扱いに関すること。

2　賃貸事業者は、前項各号に掲げる事項の記録を作成し、適切な期間保存するものとする。

（準用）

第二十五条　第四条、第七条及び第十七条の規定は、賃貸事業者に準用する。この場合において、第四条中「前三条」とあるのは「第二十条から第二十二条まで」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（新設）

（新設）

法規的告示

○厚生労働省告示第百十三号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる検定職種及び同表の中欄に掲げる試験区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

検定職種	試験区分	手数料の額
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会が実施する次の試験に係るもの	
	一　一級 実技試験 （略）	二七、〇〇〇円
	二　二級 実技試験 （略）	一七、五〇〇円
	三　三級 イ　ロ又はハに掲げる者以外の者 実技試験 （略）	九、〇〇〇円

改　正　前

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる検定職種及び同表の中欄に掲げる試験区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

検定職種	試験区分	手数料の額
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会が実施する次の試験に係るもの	
	一　一級 実技試験 （略）	二五、〇〇〇円
	二　二級 実技試験 （略）	一六、〇〇〇円
	三　三級 イ　ロ又はハに掲げる者以外の者 実技試験 （略）	八、〇〇〇円